

## AI ごみ分別検索サービス導入及び運用保守業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の趣旨・目的

現行の資源・ごみ分別アプリは、平成 29 年 10 月に導入したもので、分別検索できる言語や品目数に限界がある。これらを解消するため、多言語化に対応可能な AI を活用したマッチングサービスを導入し、より多くの区民が正しい分別方法を容易に検索できる環境を構築する。

### 2. 業務概要

- (1) 業 務 名 AI ごみ分別検索サービス導入及び運用保守業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「AI ごみ分別検索サービス導入及び運用保守業務委託仕様書」参照
- (3) 契 約 期 間 契約確定日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日  
※ただし、導入業務については契約確定日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日まで、運用保守業務については運用開始日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。  
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を 2 回まで更新することができる。
- (4) 委託上限額 643,000 円（税込）

### 3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）

- (6) 過去 5 年間に、地方公共団体が発注した同種・類似業務（AI を活用したごみ分別検索サービスを提供する業務）の受託実績があること。なお、事業企画業務のみの受託実績は含まない。

#### 4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表開始日：令和 7 年 7 月 17 日（木）
- (2) 質問受付期間：令和 7 年 7 月 17 日（木）～7 月 29 日（火）午後 5 時必着
- (3) 質問回答日：令和 7 年 8 月 4 日（月）
- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出期限：令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時必着
- (5) 第 1 次審査：令和 7 年 9 月 2 日（火）（書類審査）
- (6) 第 1 次審査結果通知日：令和 7 年 9 月 4 日（木）（予定）
- (7) 第 2 次審査：令和 7 年 9 月 18 日（木）（プレゼンテーション）
- (8) 選定結果通知日：令和 7 年 9 月 25 日（木）（予定）

#### 5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ① 公募期間：令和 7 年 7 月 17 日（木）～令和 7 年 8 月 19 日（火）
  - ② 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
  - ① 質問受付期間：令和 7 年 7 月 17 日（木）～令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時必着
  - ② 質問方法：質問書【様式 6】に質問内容を記入し、12. 担当部署あてにメールにて提出。  
※メール送信後に、受信確認のため、12. 担当部署まで電話にて連絡をすること。
  - ③ 回答方法：質問への回答は令和 7 年 8 月 4 日（月）に区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
  - ① 提出期限：令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
  - ② 提出方法：持参（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）または郵送  
※持ち込み先・送付先は、12. 担当部署まで

#### 6. 提出書類

- (1) 参加表明書【様式 1】正本 1 部
- (2) 会社概要書【様式 2】正本 1 部

- (3) 執行体制報告書【様式 3】正本 1 部 副本 6 部
- (4) 類似業務実績書【様式 4】正本 1 部 契約書の写し添付（表紙のみで可）
- (5) 企画提案書（任意様式）正本 1 部 副本 6 部

A4 縦 20 枚以内（両面印刷可、ページ番号をつけること）

※表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

※以下の内容を盛り込むこと。

- ① 実施方針に関する提案  
取組方針やシステムの目的と期待される効果
- ② 実施日程・作業体制  
システム配信（令和 7 年 12 月末予定）までのスケジュール、区と事業者との作業分担
- ③ 提供するサービス内容  
ユーザー向け機能一覧、操作画面のデザインや構成、操作性
- ④ アクセシビリティ  
年齢、能力、状況に関わらず多くの区民が利用しやすい工夫。外国語対応の有無（対応可能な言語一覧、翻訳の正確性）
- ⑤ 管理者向け機能  
管理者画面の概要及び構成、コンテンツ編集における操作性
- ⑥ 効果検証方法  
検索された語句・回数・検索目的達成の有無等の利用状況の把握や効果の検証及び実績報告の例示
- ⑦ 導入支援  
操作マニュアル等の管理者支援方法、事業周知の方法（チラシのデザイン案など）
- ⑧ 運用・保守体制  
障害・災害時の対応、保守内容、導入後の拡張性、セキュリティ対策やデータセンターの概要
- ⑨ その他独自の提案がある場合に記載

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

- (6) 機能要件一覧【様式 5】正本 1 部 副本 6 部

提案するシステムの機能について、各項目への対応状況を選択して記入すること。

|      |    |
|------|----|
| 対応状況 | 表示 |
|------|----|

|                     |   |
|---------------------|---|
| パッケージによる標準機能        | ○ |
| カスタマイズやオプションにより対応可能 | △ |
| 対応不可（※）             | × |

※「必須」と記載されている項目について対応不可の場合は、失格とする。

(7) 価格提案書（見積書）正本 1 部 副本 6 部

様式は任意とする。本体価格及び消費税 10%の金額、積算内訳を記載すること。宛先は「江東区契約担当者」とすること。「機能要件一覧」の必須項目において「△（カスタマイズやオプションにより対応可能）」と回答したもので、費用が発生する場合は必ず見積額に含めること。なお、推奨項目については見積額には含めず括弧書きで参考表記とすること。

## 7. 企画提案書等の提出方法について

提出にあたっては、A4 フラットファイルに綴ること。フラットファイルの表紙と背表紙に件名（正本・副本）を記載すること。1 頁目は目次とすること。様式ごとにインデックスを付けること。6. 提出書類の（2）～（7）の資料を作成し提出すること。ただし、企画提案者が特定できるような社名、個人名等については、正本のみに記載することとし、副本には記載しない（該当箇所へのマスキング可）こと。

## 8. 審査方法

第 1 次審査は提出された書類について、第 2 次審査はプレゼンテーション及びヒアリングについて、江東区職員で組織する「AI ごみ分別検索サービス導入及び運用保守業務委託選定委員会」が審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

なお、業務実績と価格点は、事務局採点とする。

(2) 第 1 次審査（書類審査）

- ① 提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に 3 事業者程度を選定する。
- ② 審査結果は、令和 7 年 9 月 4 日までにすべての参加事業者電子メールにより通知し、併せて、第 2 次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(3) 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。その際のスクリーンとプロジェクター及び HDMI ケーブルは区が用意する。企画提案者は HDMI ケーブルによる出力が可能なパソコンを用意すること。なお、プレゼンテーション用に資料を別途用意する場合は、第 1 次審査で提出した企画

提案書と内容の相違がないようにすること。

1 事業者あたり 30 分（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分、その他準備時間等 5 分）程度とし、参加人数は 3 名までとする。

（４）候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、（２）（３）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 総合点が同数である者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

（５） その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第 2 次審査参加者に選定又は非選定の結果をメール及び郵送で通知する。また、契約締結後、区ホームページにおいて、以下の項目を公表する。

- （１） 候補者の名称、総合点及び選定理由
- （２） （１）以外の申込者の総合点  
（（１）以外の参加者の名称は、ＡＢＣ表記とし、総合点は点数順で表記する。  
参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない）

## 10. 契約手続

- （１） 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。
- （２） 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届【様式 7】を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式 7】を速やかに提出すること。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1 事業者につき 1 提案に限る。
- (4) 全ての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (8) 電子メール及び郵送等の事故について、区はいかなる責任も負わない。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ区の承諾を必要とする。
- (10) 審査期間中の審査内容についての問い合わせは一切応じないものとする。
- (11) 契約に当たっては、委託候補事業者の提案内容に基づき仕様内容を協議し決定する。

## 12. 担当部署

江東区 環境清掃部清掃リサイクル課清掃リサイクル係 田中・天野

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

(江東区役所防災センター6 階 6 番窓口)

電 話 03-3647-9181 [直通]

F A X 03-5617-5737

e-mail seisourecycle@city.koto.lg.jp